

「持続可能な森林の管理（経営）」要旨

「持続可能な森林の管理（経営）」という考えが国際的に認識されるようになったのは、1980年代からである。それまでの森林・林業界における理念は「木材生産の保続」中心のものであったが、地域から地球環境に至るまでの環境、生態系の中で森林・林業の持続性を考えて行かなければならないという機運が、先進国の市民、国民を中心に起き、それが国際的に広がった。1992年のリオ会議の森林原則声明で「持続可能な森林管理」がそのキーワードとなり、国連傘下のヘルシンキプロセスとモントリオールプロセスで、「持続可能な森林の管理」の国際共通認識を得るために必要な事項の枠組みが合意された。日本はモントリオールプロセスに加盟している。両プロセス以降、世界各国で展開されている「持続可能な森林管理」の考えを集約すると次のようである。

「持続可能な森林の管理」は、それぞれの地域において生産と環境の調和したものでなければならない。それは、それぞれの地域における森林生態系の知識に基づくものであり、環境、経済、文化などの視点から正当性を有するものでなければならない。そして「持続可能な森林管理」は森林・林業の経営技術と管理技術を必要とするものであり、それらは経験則と科学的根拠に基づくものでなければならない。「持続可能な森林の管理」のためには、森林・林業の担い手と、それをバックアップする優れた技術者を必要とする。

これらの状態を達成する基盤としては、森林の管理や林業が経営的に成り立つシステムを、それぞれの地域に構築することが重要である。なぜなら、森林・林業の置かれた自然的・社会的状況は地域ごとに様々だからである。そのためには、地域の中で関係者、関係組織の連携が強化され、森林管理・林業が自立して運営されるようになること、都市部の林産品消費者、森林生態系サービスの享受者に働きかけ、理解と負担への合意を求めていくことなども必要となる。そしてその「持続可能な森林の管理」は長期的視点に基づくものでなければならない。

日本も加盟しているモントリオールプロセスについて述べると、「持続可能であるか否か」を判断するためには、「生物多様性」、「生態系の生産力」、「社会・経済的便益」など7つの基準と、それらを具体的に示す複数の指標の動向によって総合的に判断していくものとしている。この仕組みはヨーロッパ起源の民間主導による「森林認証制度」の枠組みと共通性が高い。これら「基準」と「指標」の枠組みは、合理的であるが、これら「指標」と「基準」同士をどのように関連付けて総合的に持続可能であるか否かの評価、判断していくのかの道筋が見えにくい。そのため、「森林生態系の機能の階層性とサービスの関係」、「森林（林分）の構造と機能の動態の関係」などの解析を通して、「持続可能な森林管理」の総合的な判断と具体的な管理、施業技術の道標を提示した。

「持続可能な森林の管理」は、持続可能な循環型社会の構築の中に位置づけられなければならない。それは「森林・林業」が現在の市場原理にのみ委ねられるものではなく、法律・制度の改正を含めた新たなシステムを必要とするものである。それは広く国民的合意

を得られるものでなければならない。